

# 古賀市環境人材バンク制度 部会案

		前回部会での意見	前回部会での素案	部会案
登録について	ボランティアの名称	※特に意見なし (2つの段階で分けるという意見あり)	①古賀市環境カウンセラー・アドバイザー・インストラクター・コーディネーター ②古賀市環境サポーター・パートナー ※①、②を合わせた組織を「古賀市環境人材バンク」とする。	①古賀市環境アドバイザー ②古賀市環境サポーター ※①、②を合わせた組織を「古賀市環境人材バンク」とする。
	登録の対象	・市民もしくは市内事業所勤務(基本的に個人) ・レベルを2つに分けてはどうか。 ①講師をする人 ②支援をする人 →②はぐりんぐりんで経験を積んでもらうのもよいのではないか。 ・団体はどうするか? →登録できるようにしたほうがよい。	市民、もしくは市内事業所に勤務をする個人、及び市内に本拠地を持つか、市内で活動を行っている団体	市民、もしくは市内事業所に勤務をする個人、及び市内に本拠地を持つか、市内で活動を行っている団体
	登録の要件	・なし ・専門的知識を持つ人 ・団体の中心で活動する人 ・登録制度を作り、経歴・資格・小論文(思い)を申請書で提出 ・若い人が主催できるような仕組みづくりがある(ボランティア証明書など)	①環境に関する専門的知識や経験を持つ個人・団体 ②環境に関心のある高校生以上の個人、もしくは団体	①環境に関する専門的知識や経験を持つ個人・団体 ②環境に関心のある高校生以上の個人、もしくは団体
	養成講座・研修制度・交流会など	・年1回報告会 ・更新もしくは研修を行う。 ・年1～2回会員同士の学習会(他のカウンセラーの講義を受ける)もよいのでは	・年に1回、交流・研修・親睦を目的とした、活動報告会を開催する。 ・年に数回、会員のスキルアップを目的とした学習会を開く。講師を①が務める。 ・登録について、3年毎に更新する。	・年に1回、交流・研修・親睦を目的とした、活動報告会を開催する。 ・年に数回、アドバイザーのスキルアップを目的とした、アドバイザー同士の学習会を開く。講師をアドバイザーが務める。 ・登録について、3年毎に更新する。
	活動の形態(個人か組織か)	・両方可	カウンセラー・サポーター各個人として活動を行うとともに、組織としての活動も併せて行う。	アドバイザー・サポーター各個人として活動を行うとともに、組織としての活動も併せて行う。
	現在あるボランティアバンクとの関わり	・他の制度と重複登録を可とする。 ・住み分けをきちんとする →「環境に特化している」という住み分けを	・環境に特化したボランティアバンクとして、他のボランティアバンクと住み分けを行う。 ・登録されたカウンセラー・サポーターが環境以外の分野でも活動を希望する場合は、他のボランティアバンクに登録してもらう。	・環境に特化したボランティアバンクとして、他のボランティアバンクと住み分けを行う。 ・登録されたアドバイザー・サポーターが環境以外の分野でも活動を希望する場合は、他のボランティアバンクにも登録してもらう。
利用について	活動の場	・市民の学習会・講演会 ・学校の学習会 ・企業内の研修会 ・自然に触れる場	・市民の学習会・講演会 ・学校の学習会 ・事業者のイベント、学習会	・市民の学習会・講演会 ・学校の学習会 ・事業者のイベント、学習会 ・市の主催事業
	市民との関わり		・各区成人学級、高齢者学級、女性学級の講座 ・区の育成会、PTCA行事などでの学習会や体験会 ・市内学習団体、ボランティア団体などでの学習会やイベント	・各区成人学級、高齢者学級、女性学級の講座 ・区の育成会、PTCA行事などでの学習会や体験会 ・市内学習団体、ボランティア団体などでの学習会やイベント
	学校との関わり	・学習指導 ・学習支援アシスタント	・学校の授業での講話・体験活動 ・学校の課外授業での体験活動 ・学童保育所における講話・体験活動 ・幼稚園、保育所などでの体験活動	・学校の授業での講話・体験活動 ・学校の課外授業での体験活動 ・学童保育所における講話・体験活動 ・幼稚園、保育所などでの体験活動
	企業との関わり	・省エネセミナー ・なかなか入りにくい ・場を提供してもらう ・協賛(スポンサー)してもらう ・企業の取組を紹介するようなプログラムであればやりやすいのでは	・事業者の従業員への環境学習 ・事業者の環境分野におけるCSR活動の支援 ・事業者が行うイベント等での講演・体験活動の支援 ・事業者の活動紹介の支援	・事業者の従業員への環境学習 ・事業者の環境分野におけるCSR活動の支援 ・事業者が行うイベント等での講演・体験活動の支援 ・事業者の活動紹介の支援
	利用者の負担(有料、無料)	・有料(500～2,000円) ・無料(材料費や場所代のみ) ・プログラムに記載する形にする ・道具・備品の負担はどうするか。 →多いときは困る。 ・資料代等はどうするか。	・利用者が環境カウンセラー、サポーターを招く場合の講師料は無料とする。 ・会場費、資料の印刷代、材料費、保険料等がかかる場合は利用者の負担とする。	・利用者が環境アドバイザー・サポーターを招く場合の講師料は無料とする。 ・会場費、資料の印刷代、材料費、保険料等がかかる場合は利用者の負担とする。必要な情報提供を事務局が行う。
その他	環境教育プログラム	・自然環境、生活環境、エネルギー対策、企業の環境活動など ・カウンセラー(分かっている人)が作成するのがよい →精査(市or精査チーム) ・カウンセラー起案、市が起案、どちらも可にしてはどうか ・市の介入はどこまで行うのか考える必要がある。 →市の主張と違う場合はどうするか? →市の「お墨付き」を与えることになる。	・環境教育プログラムについては、事務局が作成した様式を基に、各カウンセラーが作成する。 ・作成した環境教育プログラムについては、登録プログラム一覧として公開し、利用者が選べるようにする。 ・環境教育プログラムの内容については、市の環境に関する方針(古賀市環境基本計画等)に沿ったものについてのみ、登録を行う。	・環境教育プログラムについては、事務局が作成した様式を基に、各アドバイザーが作成し、アドバイザー登録と併せて提出する。登録後、追加で環境教育プログラムを提出することもできる。 ・作成した環境教育プログラムについては、一覧を公開し、利用者が選べるようにする。 ・環境教育プログラムの内容については、事務局にて審議し、採用が決定されたものを登録する。 ・採用の基準については ①市の環境に関する方針(古賀市環境基本計画等)に沿ったものか ②古賀市の各種方針と相反するものではないか ③宗教・政治活動ではないか ④その他、市長が認めるものか といった4点で審査を行い、採用・不採用を決める。 ・採用が決定された環境教育プログラムについては、直近の環境審議会で報告を行う。
	市の関わり(認証、育成、運営、報酬)	・登録者のリストを関係機関へ配布 ・利用申込の受付 ・登録者への連絡、調整 ・活動のアピール ・講師料、会場費を市で予算化 ・場づくりを調整する。	・カウンセラー、サポーターの登録及び更新の管理 ・利用の申込受付及びカウンセラー・サポーターの紹介 ・環境学習プログラムの登録及び管理、プログラム作成の支援 ・環境カウンセラー制度全体の周知 ・カウンセラーの活動の場づくりの支援	・アドバイザー、サポーターの登録及び更新の管理 ・利用の申込受付及びアドバイザー・サポーターの紹介 ・環境教育プログラムの登録及び管理、プログラム作成の支援 ・環境人材バンク制度全体の周知 ・アドバイザーの活動の場づくりの支援 ・アドバイザーの報酬の支払い
	その他	・古賀市版ならではの目玉は? →企業の取組が盛ん ・ボランティア証明書は出したほうがよい	・企業等に声掛けを行い、制度への登録及び利用を呼び掛ける。 ・サポーターの求めに応じて、ボランティア証明書を発行する。 ・特設ページを設置する。	・企業等に声掛けを行い、制度への登録及び利用を呼び掛ける場の設定を行う。 ・サポーターの求めに応じて、ボランティア証明書を発行する。 ・市ホームページなどに特設ページを設置する。 ・アドバイザー・サポーターの活動中の保険については、市が加入する「全国市長会市民総合賠償補償制度」を利用する。